

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十五年十月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社カ ワモトプレ ジャーグル ープ	吉野郡大淀町北 野六八―五六九	げんき大淀	吉野郡大淀町 北野二五―一	放課後等デ イサービス	平成二十 五年十月 一日
株式会社ぐ りーん	大和郡山市美濃 庄町七三三―一 上野テナント	ぐりーん田 原本支店	磯城郡田原本 町三笠一六六	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 五年十月 一日
社会福祉法 人いこま福 祉会	生駒市壱分町三 五六―二	放課後等デ イサービス ふるふる	生駒市西菜畑 町一五九九	放課後等デ イサービス	平成二十 五年十月 一日